

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 13 年 11 月 19 日付け高農第 10150 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 2 件である。

- （1） 高松市郷東町の食肉センターの設置に関連して、「新地自治会」に対して支出した 4 億 8 千 800 万円の交付金に関する執行伺書，支出の根拠を記載した文書，支出金調書その他の会計書類，精算に関する書類
- （2） 高松市郷東町の食肉センターの設置に関連して，弦打校区連合自治会および弦打校区連合自治会に属する各単位自治会（青木自治会，飯田団地自治会，小坂自治会，その他の自治会）に対して支出した補助金に関する執行伺書，支出の根拠を記載した文書，支出金調書その他の会計書類，精算に関する書類

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち「立会人の肩書き」については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

平成13年10月3日付けで高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、同月17日付けで一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同年11月5日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った処分であり、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同月6日付けでこれを受理した。

## 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った処分であり、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

## 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求に係る新地自治会、弦打校区連合自治会および弦打校区連合自治会に属する各単位自治会に対して行った交付金、補助金の交付とは、高松市食肉センター移転・建設する際に、地元対策として行った周辺環境整備事業である。

- (2) 支出の根拠を記載した文書について

本件文書は、高松市食肉センターを郷東町へ移転・建設するにあたり、関係地区団体と本市が交わした覚書、協定書、協議書から成る。

このうち、非公開とした情報は、代表者の氏名・住所・印影・生年月日、立会人の肩書き・氏名・印影、関係地区団体の所在地、相手方印影、関係地区団体との交渉内容（要求事項、周辺環境整備事業の名称、内容、金額等）および意思決定過程の情報である。

（３） 周辺環境整備事業に対する交付金の交付に関する文書について

本件文書は、交付金の執行伺（「高松市補助金等交付規則（昭和５４年３月３１日規則第１２号）」に基づき関係地区団体から提出された補助金等交付申請書、事業計画書、収支予定書等を含む）、歳出管理票（支出負担行為決議）、歳出管理票（支出命令）、請求書、歳出管理票（精算）（「高松市補助金等交付規則（昭和５４年３月３１日規則第１２号）」に基づき関係地区団体から提出された補助事業等実績報告書、収支決算書、事業費の明細、領収書等を含む。）および精算内訳書からなる。

このうち、非公開とした情報は、代表者の氏名・住所・印影・生年月日、立会人の肩書き・氏名・印影、関係地区団体の所在地、金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号、口座名義人）、相手方印影、関係地区団体との交渉内容（要求事項、周辺環境整備事業の名称、内容、金額等）および意思決定過程の情報である。

（４） 非公開とした理由について

ア 代表者の氏名・住所・印影・生年月日および立会人の肩書き・氏名・印影については、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、公開することにより当該個人の正当な利益を害し、その結果、不利益を与えることが明らかである。

また、関係地区団体の所在地は、公開されることにより、通常入手しうる情報と照合することによって、その構成員が識別されることとなり、同構成員の正当な利益を害し、その結果不利益を与えることが明らかである。

よって、条例７条１号に該当し、非公開とした。

イ 金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号、口座名義人）は、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示す

るかは、当該法人の取引上の必要性から当該法人により決定されるべきものである。したがって、当該法人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまで公開することは、当該法人が予定しているとは到底言い得ないことから、公開することは当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、相手方印影は、法人に関する情報であり、公開すべき合理的理由および必要性がなく、公開することにより偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言い切れず、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し、非公開とした。

ウ 関係地区団体との交渉内容（要求事項、周辺環境整備事業の名称、内容、金額等）と意思決定過程の情報は、迷惑施設である食肉センターの建設を円滑に実施するために必要な関係者合意を形成するための要望・要求事項とその実施に係る情報が直接ないし、類推可能な形で記載されており、情報が公開されると、これ以降の同種の事務事業の実施に伴う関係地区団体との交渉において、不合理または過大な要求をされるなどにより、経費が増大し、実施が遅れるなどにより、市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

よって、条例 7 条 5 号に該当し、非公開とした。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は支出の根拠を記載した文書として、覚書、協議書および協定書であり、周辺環境整備事業に対する交付金、補助金の交付に関する文書として、執行伺、歳出管理票、請求書および精算内訳書である。

実施機関の説明によると、対象行政文書中「関係地区団体代表者の氏名・住所・印影・生年月日および立会人の肩書き・氏名・印影」、「関係地区団体の所在地」、「関係地区団体の金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号・名義人）」、「関係地区団体の印影」および「関係地区団体と

本市との交渉内容（要求事項、周辺環境整備事業の名称、内容、金額等）および意思決定過程の情報」について、それぞれ非公開としたとのことであった。

本件請求に係る「食肉センター建設に伴う周辺環境整備事業」が、当該施設を移転・建設する際に、迷惑施設である当該施設の建設を円滑に推進するために、地元対策として実施した事業であることを踏まえて以下検討する。

- (1) 「関係地区団体代表者の氏名・住所・印影・生年月日および立会人の肩書き・氏名・印影」および「関係地区団体の所在地」について

当審査会は、これまで補助金等の交付を受けている単位自治会の所在地および代表者の氏名については、個人情報に当たらないと判断してきたところであるが、補助対象事業である上記事業の内容を踏まえると、「関係地区団体の所在地」は、公開されることにより、通常入手しうる情報と照合することによって、その構成員が識別される情報であり、「代表者の氏名」同様公にすることにより、特定の個人が明らかとなり、当人の自治会活動をはじめ、個人の生活に支障をきたすおそれもあることから、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

また、「代表者の住所・生年月日」については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人が識別でき、「個人の印影」については、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えず、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

なお本件において、関係地区団体との協議の際の立会人については特別職に属する公務員であったが、本件の立会いのような場の実態として仲介などを行うことは考えられても、それが本来の職務とは考えられない。

よって、「立会人の氏名・印影」について個人に関する情報として、実施機関が非公開とした処分は相当であるが、本件「立会人の肩書

き」については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるとは必ずしも言い得ない。

(2) 関係地区団体の金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号・名義人）について

当審査会は、これまで金融機関情報については、「事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 関係地区団体の印影について

当審査会は、これまで法人の印影については、「公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 「関係地区団体と本市との交渉内容（要求事項、周辺環境整備事業の名称、内容、金額等）および意思決定過程の情報」について

当該情報は、迷惑施設である食肉センターの建設を円滑に推進するために必要な関係者の同意を得るための各種事業に関する情報であり、これらの情報が公開されると、今後の同種の事務事業の実施に伴う関係地区団体との交渉において、不合理または過大な要求をされる等により、経費の増大、実施の遅れ等、市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

また、支出金額は、関係地区団体との交渉の結果実施することとなっ

た周辺環境整備事業の情報の根幹をなすものであり、公開することにより、関係地区団体の不信を招き、以降の交渉に支障をきたし、市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

よって、条例７条５号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容                |
|-------------|------------------------|
| 平成１３年１１月１９日 | 諮問書受理                  |
| 平成１９年９月１４日  | 実施機関からの非公開理由書受理        |
| 平成１９年１２月２１日 | 実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査  |
| 平成２０年１月２１日  | 実施機関の非公開理由の再聴取および争点の審査 |
| 平成２０年２月２６日  | 実施機関の非公開理由の再聴取および争点の審査 |
| 平成２０年３月２８日  | 答申案審査                  |
| 平成２０年４月１４日  | 答申                     |